

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月29日（平成28年（行情）諮問第60号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第206号）

事件名：特定月に特定地の護衛艦で発生した器物損壊事件等に関する第一報の文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定月，特定地の護衛艦で発生した器物損壊事件に関する第一報の文書及び特定月，特定地の護衛艦で発生した暴行事件に関する第一報の文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成27年2月26日付け防官文第2588号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，処分の取消し及び全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特定年月頃の器物損壊事件及び暴行事件の件数を異議申立人は知り得ない。たまたま特定自殺事件があったからといって，全て存否応答拒否するのはおかしい。

（2）意見書

ア まず，本件は異議申立てから諮問まで約9か月を要しているが，これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（17. 8. 3）（情報公開に関する連絡会議申合せ）に反するものである。

イ 次に，個人情報保護の必要性はあるにしても，あらゆる他の価値に絶対的に優先するのか。仮に事故発生日時や発生部隊が分かっても，外部の人間には被害者を特定するのはほぼ不可能であるし，その点は置くとしても，事件の重大性の前に，個人情報保護の要請は一定の譲歩を免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，本件対象文

書については、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否する原処分を行った。

2 本件対象文書の法8条該当性について

本件対象文書については、その存在の有無を答えるだけで、特定地の護衛艦における自殺事案に関わる隊員に関する情報の一端が明らかとなり、他の情報と組み合わせることにより自殺した隊員の特定が可能となり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、同法8条の規定を適用することとし、存否の応答を拒否する原処分を行った。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、本件対象文書の存在の有無を答えることは、特定地の護衛艦における自殺事案についてこれまで公にしていなかった情報の一部を明らかにすることとなり、その結果、自殺した隊員が特定されるおそれがあることから存否の応答を拒否したものである。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月15日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定月、特定地の護衛艦で発生した器物損壊事件等に関する第一報の文書である。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件対象文書を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求の特定月を含む特定期間内に、特定地の護衛艦において、隊員Aが、部下隊員Bに対する不適切な指導の中で暴行及び器物損壊を行い、指導を受けた隊員Bが自殺するという事案（以下「本件

事案」という。)が発生した。

本件開示請求については、本件事案における器物損壊事件及び暴行事件に関する文書の開示を求めているものと解される。

イ 平成26年9月1日に本件事案に関し記者発表したが、本件事案の被害者御遺族から「本件事案について被害者の特定につながる一切の公表は差し控えてほしい」旨の強い要望があり、防衛省・自衛隊としては、本件事案の発生した年と護衛艦の在籍港のみ公表し、その他の被害者の特定につながる一切の公表は差し控えている。

ウ 海上幕僚長は、上記記者発表における会見において「平成25年10月以降、暴行及び不適切な指導が行われ、指導を受けた隊員が平成26年に自殺した」、「事案発生直後に報告を受けた」旨を発言している。

エ 本件開示請求は、特定月に特定地の護衛艦で発生した器物損壊事件等に関する第一報の文書の開示を求めるものであるが、本件対象文書の存否を答えることにより、本件事案についてこれまでに公表した情報等と照合することで、これまで公にしていなかった隊員Bの自殺の時期が明らかになり、同時期に隊員Bの葬儀が行われていることなどから、自殺した隊員Bの特定が可能となるおそれがある。

オ また、上記記者発表以降、防衛省・自衛隊において、本件事案に関して事実関係の公表は行っておらず、新聞、雑誌等における掲載についても承知していない。

(2) そこで検討すると、本件対象文書の存否を答えることは、これまで本件事案について公表した情報等と照合することで、隊員Bが自殺した時期(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものと認められ、同時期に隊員Bの葬儀が行われたことと照らし合わせることで、本件事案で自殺した隊員が誰であるかが判明するおそれがある。本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久